

○厚生労働省告示第二百四十一号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百十二条の規定に基づき、令和七年度における共同募金の実施期間を令和七年十月一日から令和八年三月三十一日までと定めたので、社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）第三十五条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十二日

厚生労働大臣 福岡 資麿